2版

様　式　C－１９、F－１９－１、Z－１９　（共通）

科研費 KAKENHI

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　元 年　　６ 月 １８ 日現在

機関番号：１２６０１
研究種目：研究活動スタート支援
研究期間：2016～2017
課題番号：１６Ｈ０６６９８

研究課題名（和文）平安時代の政治システムの構造とその実態に関する研究

研究課題名（英文）The political system of Japan in Heian period

研究代表者

黒須　友里江（Kurosu, Yurie）

東京大学・史料編纂所・助教

研究者番号：２０７８１４３８

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　1,300,000円

研究成果の概要（和文）：平安時代の太政官における行政処理は、前提となる政治観や秩序が根本的に異なる二つの方法が類似した作法をとって併存するという特徴を持っていた。さらに摂関期には、摂政・関白が特定の内容について太政官の行政処理に直接関与するという、太政官への優位性を象徴する行政処理の方法も存在した。また、特定の限られた人物が儀式運営・事案対応にあたる際、事例としては少ないながら政治面での大きな裁量権を個人が有することがあり、このことは中世に顕著になる個人の活動を考える上で注目される。

研究成果の学術的意義や社会的意義
平安時代の国家の歴史上の位置づけについては、様々な見解がありいまだ一致を見ておらず、議論の進展のためには具体的な制度・システムの分析によってその複雑性・重層性を明らかにすることが不可欠である。本研究はその第一歩として、行政処理や儀式運営・事案対応という太政官の主要業務の検討から、政治意識や秩序、価値観について、一つのものが貫かれているわけではなく複数のものがバランスを保ちながら共存していることを明らかにしたものである。

研究成果の概要（英文）：I revealed the following things about the features of Japanese government in Heian period. There were 2 ways of administration of the Grand Council of State (Daijokan), in Heian period. They were similar in the manners, but fundamentally different in the order. Also, there was the way of administration of the regency and the chief adviser to the Emperor. The way embodied their superiority over the Grand Council of State.
Sometimes, there was the certain amount of personal authority which enables a person to make political decision in Heian period. It was a part of the base of the society in the Medieval Period.

研究分野：日本古代史

キーワード：摂関政治　平安時代　太政官　摂政　関白

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９、ＣＫ－１９（共通）

１．研究開始当初の背景

平安時代には国家の仕組みが大きく変容したことが知られているが、そのことについて、かつては一義的に律令国家の衰退・解体と評価されていた。しかし、律令に規定されていない新たな制度・システムの存在が明らかにされてきたことにより、現実に即して国家が合理的・分権的に展開したという積極的な評価が提示されるようになっている。ただし、全体として平安時代の国家をいかに評価すべきかという課題については、王朝国家論、権門体制論、後期律令国家論といった見解が並立していることから分かるように、いまだ一致を見ていない。

研究代表者は以前、平安時代の太政官（中央政府）における政務処理の儀式に着目し、それらがどのような原則のもと成り立っていたのか検討した。その結果、摂関期に成立した儀式は、形式は従来のものと同様でありながら、その前提となる本来の官制や「一連の手続き」を「複数人で」行うという奈良時代からの原則を崩して合理性を優先しているという点で従来のものと根本的に異なる、という二面性を持つ儀式であったことを見いだした（林 2015）。このことから、平安時代の国家像についての議論を進展させるためには、特定の側面を強調するのではなく制度・システムの中に存在する重層的な意識を読み取ることが必要と考える。

２．研究の目的

本研究の目的は、太政官で行われる政治手続きの検討から平安時代の政治システムの特徴を明らかにすることである。

太政官の活動は、その目的によって、(1)行政、(2)儀式・事業運営の二つに大別することができる。それぞれについて、以下のような目的で研究を行った。

(1)諸司諸国からの上申を弁官局（太政官の事務部局）が受理し、弁官局からの上申を受けて公卿たちが審議するのが基本的な手続きであるが、そこには複数の方法が存在していた。それらは場所、審議する者のレベル、あるいは用いられる作法がそれぞれ異なっており、審議内容による使い分けが行われていたことが指摘されている（曽我 1987）。使い分けについては儀式書にまとまった記載があるが、一方で日常政務であるこれらの手続きは非常に多く史料上に現れることから、複数の方法が現実的にどのように運用されていたのか、実例に則して明らかにすることを目指す。

(2)儀式や行事にあたって、その都度公卿と実務官人から成るプロジェクトチームである「行事所」が編成されて運営にあたることが知られている。行事所は特に経済面でかなりの自由裁量を与えられており柔軟に活動することができた（大津 1991）。しかし、行事所は必要に応じてその都度編成されるものであるため、個別に言及されることはあるものの、一般的にどのような組織的特徴を持つのかということは十分に明らかにされていない。行事所はかなりの自由裁量を有するとはいえ、それはあくまで行事遂行のためという限定されたものであることも間違いない。このことを踏まえ、行事所の個々の構成員にどの程度の権限があったのか、ということを明らかにする。さらに、摂関期には官司から離れた「個人」の権限が伸張することが指摘されており（告井 2002）、行事所の検討にもこの視点を加えることで、中世的要素の萌芽・展開について論ずることも目指す。

３．研究の方法

次の(1)・(2)はそれぞれ２．研究の目的における(1)・(2)と対応している。

(1)太政官における行政処理の方法に関する検討

古記録・儀式書を中心とした文献から関係史料と抽出し、種類ごとに分類する。これをもとに、行政処理の複数の方法の運用実態について検討し、摂関期におけるそれぞれの位置づけを探るとともに、平安時代を通じた運用実態の経年変化を明らかにする。関係史料の収集にあたっては、原本にあたって確認することが必要な場合には適宜調査を行った。

(2)行事所に関する検討

(1)と同様、文献から関連史料を抽出し、事業ごとに整理する。これをもとに、各構成員の権限を明確化し、その集合体である行事所の組織としての特徴を考察するとともに、上位の権力である摂政・関白との関係についても分析する。さらに、摂関期に伸張することが指摘されている「個人」の権限について、政治システムの中でどのように現れるのかを明らかにする。

４．研究成果

次の(1)(2)は３．研究の方法の(1)に、(3)は３．研究の方法の(2)に対応している。

(1)太政官における行政処理の方法に関する検討-既存の方法の展開について

弁官局（中央・地方の行政を取りまとめる役所）から太政官への上申手続きに関して、１０世紀半ばから１２世紀半ばまでの実例を調査・検討した結果、①外記政②南所申文③陣申文の３つの方法がどのように併存していたのかという疑問に対し、次のような結論を得られた。

①は、従来から指摘されているとおり、当該期には現実的というよりは伝統的な内容を扱う儀式化した手続きになっていた。しかし、実質的役割を失いながらも１１世紀半ばまでは日常的に行われていたことも事実である。このことは、貴族にとっての本来あるべき行政処理の方法に最も近い手続きである、という政治意識の面での役割が失われていなかったことを示している。

②は①より新しい形態の手続きで、当該期に実質的に機能していたものであるが、儀式次第

の上で①と連続していたために、①に引きずられる形で回数減少を余儀なくされていた。形態的に新しく、また実質的機能も持ちながら、儀式化した①と分離させることができなかったという点において、②もまた貴族にとっての本来あるべき政治の姿や伝統的な政治観に縛られたものであったことが明らかになった。

③は①②と異なり独立して開催できる最も新しい方法であったため、１１世紀には日常政務と言える頻度で行われていることが確認でき、１２世紀に入っても頻繁に行われている。また、①②は政始（年始の政務の執り初めの儀式）の前には行えなかったのに対し、③は政始以前に行った例が確認でき、③と①②は単に形態が異なるだけではなく、異なる秩序に属する手続きであったことが明らかになった。一方、保安三年（１１２２）に関白が③を主催している例が見いだされた。①～③は摂政・関白を除く大臣以下の議政官によって主催されるもので、本来摂政・関白が関与することはなかったから、保安三年の事例は③が太政官の行政処理としての実質を失ったことを示している。これをもって弁官局から太政官への上申という手続きが衰退したと判断できる。

(2)太政官における行政処理の方法に関する検討‒新しい方法の位置づけについて

(1)において史料を収集する中で、一般的に弁官から公卿に上申する形で審議されるはずの解が摂政・関白に直接持ち込まれる事例が散見することを見いだした。②③は日常的に行われているものの、そこでの審議内容が記録されることは極めて稀である。また、ある案件について②③どちらの方法をとるべきかという問題も見られなかった。以上のことは、両者の運用が機械的に行われ、（結果が問題となることはあっても）審議内容そのものが重大な問題とはならなかったことを示している。審議の実質を否定するものではないが、あらゆる事柄に対して②③を柔軟に運用して対処するというよりは、両者では決まった事柄を処理するという側面が強いことが分かった。

これに対し、摂政・関白に直接もたらされる案件は具体的に内容が記されることが多く、陣申文・南所申文とは対照的であることが判明した。そこで、摂政・関白に直接もたらされる案件について検討したところ、その内容は大宰府や陸奥・出羽からの解文・反乱などの緊急事態にともなう解文であることが明らかになった。これらには迅速な処理を要するという共通点があり、実際に弁官が陣申文や南所申文にかけることなく直接摂政・関白に持ち込み、数日の間に処理されていた。この方法について、玉井力氏は院政期に見られる弁官局の史→蔵人→摂関→奏上という決裁ルート「奏事」に相当すると述べている（玉井 1995）が、摂政・関白にもたらされる解の院政期の実例を確認すると、解の内容は変わらないものの、迅速な処理という要素に弛緩が認められむしろ形骸化と言うべき状態にあることから、院政期の奏事と直接連続はしないことが分かった。

弁官から摂政･関白に直接解が持ち込まれるという一般的な太政官の行政処理手続きからはずれた方法は、迅速な対応を求められる案件に対し摂政・関白が特権的に対応することで、緊急時に摂政・関白が直接太政官政務に関与できることを体現していた。

(3)行事所及び個人の権限に関する検討

個別の儀式運営に際して臨時に組織されるプロジェクトチームである「行事所」の活動に注目することで中世以降顕在化する「個人」につながる各構成員の権限が明らかになるのではないかとの見通しのもと、古記録を中心に１０世紀半ばから１２世紀初めまでの実例を調査した。その結果、史料上に現れる「行事」はその対象が大小さまざまで一括して扱うことが難しいこと、また「行事」と呼称されない事業や政務にも検討対象に含めるべきものが存在し史料用語と研究用語の間に若干の隔たりがあることが判明した。そのため、史料収集の基準を見直して調査を継続し、次のような知見を得られた。

行事所およびそれに近い形の事業・政務において、個人の権限にはいくつかのレベルが存在する。第一のレベルとして、恒例の年中行事の上卿は、従来指摘されているとおり経済面を主として柔軟な対応を行う裁量権を有している一方、政治面における裁量権は有さない。第二のレベルとして、年中行事のうち大嘗祭のような大規模なものの上卿は、国家経済に関わる事柄について摂政・関白と共に対処することが多く見られ、その対象が政治に及ぶ場合もある。第三のレベルとして、史料中には突発的な事件・事象への対応が特定の人物たちによって行われることが散見するが、これらは行事所に準ずるものと位置づけることができる。この場合の担当者は、政治的事柄についての情報集積・判断、そして摂政・関白への報告を行っている。ここでの個人が有した政治的裁量権を示す顕著な行為としては、公卿合議（陣定）の開催を摂政・関白に提案し決定した事例が確認できる。政治的に重要な議題について公卿全員が意見を出し合う陣定は摂関期の貴族が共同統治の観念を有したことの現れととらえられているが、その開催が個人によって決定されていたとすれば、貴族の統治観念についても再考の必要が生じる。

摂関期の行事所およびそれに近い形の事業・政務に見える個人の権限を経済面・政治面に大きく分けて考えると、中世にかけて顕在化してくるのは政治面の権限である。現実の個人の権限の発露が非常に多面的であることを踏まえ、さらなる詳細な分析が必要であるという展望を得た。

〈引用文献〉

①曽我良成、太政官政務の処理手続‒庁申文、南所申文、陣申文、王朝国家政務の研究（吉川弘文館、2012)、初出 1987

②大津透、雇役から臨時雑役へ−摂関期の造営体制、律令国家支配構造の研究（岩波書店、1993）、初出 1991
③玉井力、十・十一世紀の日本、平安時代の貴族と天皇（岩波書店、2002）、初出 1995
④告井幸男、個人的権限の顕現、摂関期貴族社会の研究（塙書房、2005）、初出 2002
⑤林友里江、弁官局からみた太政官政務の変質−摂関期を中心に、史学雑誌、124 編 11 号、2015

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計２件）
①黒須　友里江、古代日本朝廷儀礼の空間構成、史学論叢、査読無、佐藤信先生退職記念特集号、2018、pp188－198
②黒須　友里江、摂政・関白と太政官政務－解の決裁について、摂関期の国家と社会（大津透編）、査読無、2016、pp60－75
〔その他〕
事典項目執筆
大津　透・池田　尚隆編、思文閣出版、藤原道長事典－御堂関白記からみる貴族社会、2017、58 項目

６．研究組織

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。